

宅地建物取引業者の皆様へ〈重要事項説明等に関して〉

防災安全課

宅地建物取引業法施行規則の一部改正(令和 2 年 8 月 28 日施行)により、不動産取引時に、水防法に基づき作成された水害(洪水、高潮、雨水出水)ハザードマップにおける取引対象の物件地について説明することが義務化されました。

〈荒尾市における水害ハザードマップの作成状況について〉

□洪水について:水防法の規定に基づく

(水防法第 14 条に基づきハザードマップを作成し、周知しております。)

□高潮について:水防法の規定に基づかない

(水防法第 14 条の 3 に基づく区域指定はされておりませんが、熊本県が公表している高潮浸水想定区域をハザードマップに掲載し、周知しております。)

□雨水出水について:当該ハザードマップは作成しておりません

高潮ハザードマップについては、重要事項説明の対象ではありませんが、災害リスクがあることを知っていただくため、説明のほどよろしくお願いいたします。